

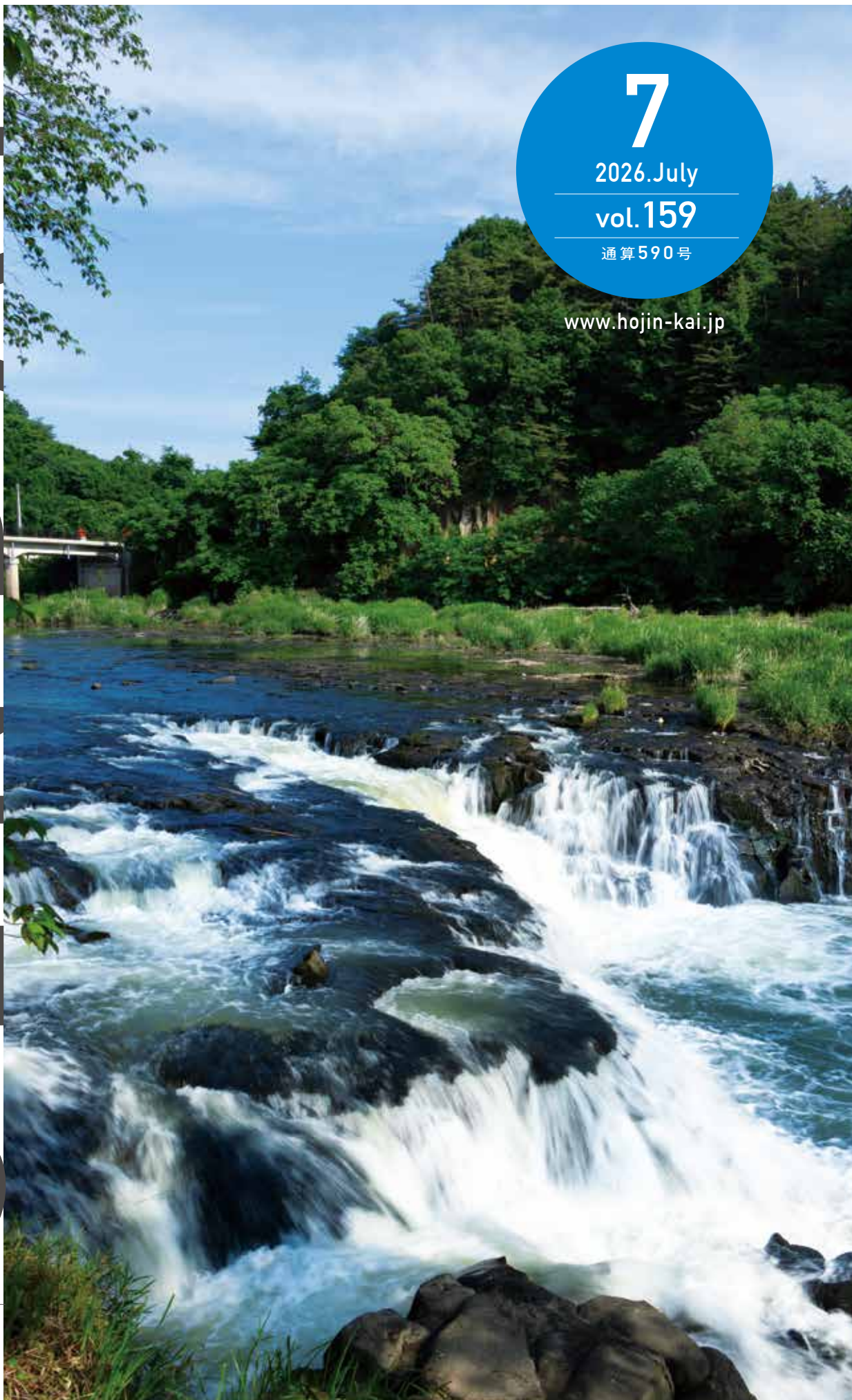
7

2026.July

vol.159

通算590号

[www.hojin-kai.jp](http://www.hojin-kai.jp)



NAKAHO 仙台中法人会

04 インタビュー

株式会社ワールドレジデンシャル東日本 代表取締役社長 遠藤禎弘

06 法人会からのお知らせ

Photo Eye いま、中法人会は

08 経営・労務・税務

経営者目線で見ると徳川家康 その生涯2

10 経営・労務・税務

税のしるべ 裁決事例集4

12 健康

DR.YOKO's Cafe「脱水症について」

13 旅のススメ

祭時温泉 かみくら

14 美味探訪

割烹蒲焼 大観楼

15 コラム

会社みんなでKENCO +



COVER PHOTO 「乙字ヶ滝」(福島県玉川村)  
撮影:菊地淳智

P13、14は、仙台発・文化が息づく大人の情報誌「りらく」をもとに編集・掲載

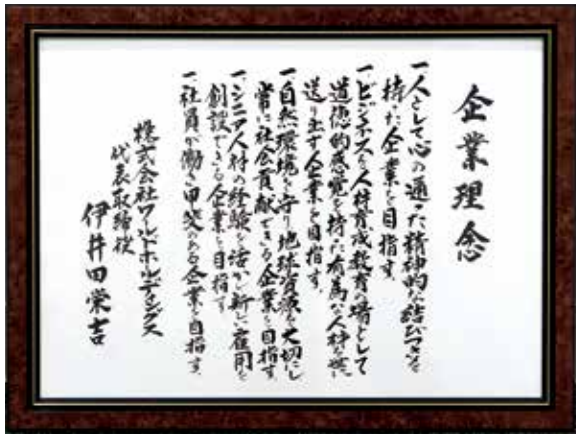
公益社団法人東北障がい者芸術支援機構 主催  
「Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI 2025」  
JAL 賞

作品タイトル 「仙台七夕まつり」

菱沼 荘谷 作(宮城県)

仙台の七夕はとても綺麗でした。商店街にある七夕飾りの写真を何枚か撮り、その中で気に入った場所を描きました。七夕の飾りを描くのには時間がかかりました。

未来の「まち」を見据え  
地域の価値を上げる不動産を提供



同社母体・ワールドホールディングス会長直筆の企業理念。  
人の幸せと社会の持続的発展の実現を目指す

広瀬川」（仙台市青葉区花壇・2023年8月竣工）では、建設の際に伐採したケヤキの木材でテーブルを作り、ライブラリーラウンジやパティールームに設置。エントランスラウンジの壁面には、宮城県丸森町の伊達冠石でレリーフを制作しました。

また、都心よりも周辺地域に分譲マンションを多く展開しているのは、コンパクトシティのまちづくりを意識しているからです。住居を都心周辺に構え、都心へは利便性の高い公共交通機関（地下鉄・鉄道・バス）を利用する暮らしの構築です。

都心には、仕事や買い物、エンタメなどの機能を集めたほうが、将来的にも「街のにぎわい」が持続するはず。これからは、我々企業も行政とまちづくりの方向性を共有しながら、暮らしの形を提案していきたい



I N T E R V I E W

遠藤 禎弘

株式会社ワールドレジデンシャル東日本  
代表取締役社長

遠藤 禎弘（えんどう よしひろ）

1964年宮城県仙台市生まれ。1988年(株)七十七銀行入行。2020年上席執行役員、(株)七十七カード取締役(兼任)、宮城商事株式会社常務取締役を経て、2024年に株式会社ワールドアイシティ(現・株式会社ワールドレジデンシャル東日本)取締役就任、2025年3月から現職。

2012年の創業以来、マンションや戸建ての分譲事業や売買・仲介、リノベーション、管理などの不動産事業を展開する株式会社ワールドレジデンシャル東日本。「まちづくり」につながる広域的、将来的な視点で地域の価値を変える不動産を提案し、業績を伸ばしています。銀行員から転身、経験をもとに同社を率いる代表取締役社長・遠藤禎弘さんにお話を伺いました。

2024年10月に取締役、2025年3月に代表取締役に就任されました。32年務めた銀行を退職後、不動産業界に携わるようになった経緯を教えてください

2016年から2年間、銀行の地域開発部で「地方創生」に統括の立場で携わりました。地方創生とは、2014年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」とともに打ち出された、地方活性化を目指す政策や取り組みを指すもので、背景には日本の課題である人口減少があります。東日本大震災から5年しか経っていない頃だったこともあり、当初は復興と地方創生を重ねて考えていたのですが、実は考え方も

い。まちづくりがうまくいっている地域の価値は、不動産の資産価値向上にもつながるはず。

「まちづくりにつながるものづくりをコンセプトにされていますが、そこに携わる人づくり（人材育成）に関してはいかがでしょうか？」

新卒採用を重視して人材育成を行っています。いいものを作りたいというものづくりへの意欲、まちづくりへの熱意はもちろんですが、採用の際は、自社サイト制作やSNS運用ができる人材を求めていますね。我々の分譲マンションのターゲット世代はネット検索が主流ですので。

「お忙しいと思いますが、プライベートな質問を。週末など、休みのリフレッシュ方法は？」

全国各地に飛行機で出掛けています。最近では福井県や岡山県、北海道など。いつも1泊くらいで帰ってきます。例えば福井県では永平寺と周辺の歴史ある町並みを歩き、北海道では、3年前にできた野球場「エスコンフィールドHOKKAIDO」で野球観戦しながら、スポーツ中心のまちづくりを見てきました。旅行も兼ねていますが、どちらかというと視察に近いですね。実際に現地に行って体験することは大事だと思っています。

目指すものも違っていったんです。それに気がついた時、だいぶ後れを取ってしまうのではないかと不安を感じました。

地域開発部では、地域の社会課題の解決のための創業支援や地域中核企業の育成、まちづくり事業の促進、観光振興、産業支援などを行い、配属先の支店で実践。銀行としては、地方創生のキーワードである「まち・ひと・しごと」の中でも「仕事をつくる」支援に注力しましたが、だんだん「まちづくりに関わってみたい」という思いが募っていきました。退職後2年間、不動産と保険を扱う会社に勤めたのち、総合的に不動産を手掛ける当社にご縁をいただきました。

「分譲住宅の企画販売や仲介、管理など幅広く手掛けていらっしゃいます。御社の強みとは？」

我が社は、人材派遣業でビジネスモデルを築いてきたワールドインテックをはじめとした、ワールドホールディングスのグループ会社として、2012年から不動産業を総合的に展開しています。東北では当社のように自社開発マンションまで手掛けるデベロッパーは少ないんです。

当社は、まちづくりを意識したマンション事業を行っています。軸にあるのは「地域の価値は不動産で変わる」という考え方。まず、建物はその地域の歴史・文化、自然を尊重し、表現したものにしたい。例えば、広瀬川沿いの「レジデンシャル青葉



「レジデンシャル青葉広瀬川」のロビー。ケヤキや伊達冠石など地元の素材を生かしている

「中法人会への活動の印象など、会員にひとことお願いします」

当社は今年4月に社名を変更しました。創業14年が経ち、企業として成長ステージが変わり、今後5年先、10年先を見据えて活躍のフィールドを広げながら、さらなる成長を追い求めたいとの想いを込めています。

仙台をはじめ東北の企業には、各社競い合うように大きく成長することを意識してほしいと感じます。我々の母体であるワールドホールディングスは福岡に本社を構えています。地元企業の投資意欲が旺盛で、まちがどんどん進化を遂げています。

中法人会には皆さん仲が良く、さまざまなネットワークを持っていると思います。これらを最大限活用し、各社が意欲的に利益を上げ、適正に納税をすることで、まちの発展に貢献できる。そのような組織であれば良いと思います。





# Photo Eye

いま、中法人会は

(文責：事務局)

5/20

## 品格を磨く マナーと所作の講座

5月20日（水）、東京エレクトロンホール宮城にて「品格を磨くマナーと所作の講座」を開催。企業や大学での研修を通じて10万人以上に講義を行ってきた「Charme」の日向伶菜氏を迎えて実施した。

はじめに、本講座の目的である「品格ある社会人に求められる心構え」についての講義が行われた。日本古来の作法を理解するため



に、その歴史的背景を学ぶとともに、国際舞台におけるプロトコール（国家間の儀礼上のルール）についても学習し、今後のビジネスにおいて通用するマナーの習得を図った。若い受講者が多いなか、ゲストと行動を共にする際にホスト側がどのように振る舞うべきか、またエレベーターの乗り方や、レストランで食事をする際、ゲストをどの席に案内するかなど、日常の何気ない立ち位置にも配慮が必要であることを学んだ。

今回の研修では葬儀時のマナーについても取り上げられ、これまで慣習として身につけてきた作法を、あらためて正式に学ぶ良い機会となった。葬儀における身だしなみに始まり、香典袋の書き方や渡し方、焼香の基本作法（宗派ごとの回数など）についても学習した。

最後に、玉串奉奠（たまぐしほうでん）の習得を行った。玉串の受け取り方に始まり、持ち方や高さ、祭壇（神前）での所作、玉串の正しい置き方について学んだ。

知っているつもりでも、理解が不十分になりがちな点を確認できる、貴重な学びの機会となった。

5/22

## 経理研究会 事業報告会（総会）



5月22日（金）、ホテルメトロポリタン仙台 中国料理「桃李」にて経理研究会の事業報告会が開催された。

冒頭、経理研究会会長の佐藤良英氏より挨拶があり、その後来賓の紹介があった。

続いて、第1号議案「令和7年度事業報告・決算報告・監査報告」、第2号議案「令和8年度事業計画（案）・予算（案）」について、経理研究会副会長の佐川努氏より報告があり、いずれも原案どおり承

5/21

## 経営者懇話会 事業報告会（総会）

5月21日（木）、DUCCA仙台駅前店にて事業報告会が開催された。司会は経営者懇話会副会長の豊田寛氏。

冒頭に来賓紹介が行われ、仙台中税務署長の丹野昭氏をはじめ、6名の来賓が紹介された。

続いて、経営者懇話会会長の安達裕明氏より挨拶があり、「社会情勢や経営環境が大きく変化

する中、私たち経営者には柔軟な対応力と新たな発想が求められている。単なる情報交換の場ではなく、互いに刺激を受け、支え合い、共に成長できる場であることが重要である」と述べた。さらに、令和8年度は「交流」「参加」「魅力向上」をテーマに掲げ、より多くの会員が積極的に参画し、「参加して良かった」と実感できる会づくりを進めていくと力強く表明された。

その後、安達会長の進行で議案審議が行われた。まず第1号議案「令和7年度事業報告並びに収支決算」について、



副会長の佐藤圭一郎氏より報告された。続いて、監事の鹿郷文也氏より監査報告が行われ、いずれも拍手多数をもって承認された。

第2号議案である「令和8年度事業計画（案）」並びに収支予算（案）」については副会長の石川耕平氏より説明が行われ、こちらも拍手多数により承認された。

その後、仙台中税務署長の丹野昭氏および、筆頭副会長の高澤雅哉氏の両名より祝辞を頂戴し、事業報告会は終了した。



令和5年度の推計値では国内の食品ロスが464万トンにのぼり、その約半分を家庭系が占め、事業系をやや上回っているという現状が示された。家庭から出る食品ロスの多さを知ること

で、参加者が日常生活の中でできる削減策を考える機会となった。

女性部会では以前から食品ロス削減への取り組みを行っており、今後その活動をさらに広めていきたい考えだ。

認された。第3号議案の役員改選では、役員会で協議された役員体制案が提出され、令和7年度の役員体制を令和8年度も継続することが了承された。

堅苦しさのない、経理研究会ならではの雰囲気を感じられる総会となった。

5/29

## 女性部会 事業報告会（総会）

5月29日（金）、maison de RIA-FAIEUILLEにて、女性部会の事業報告会が開催された。

司会は女性部会社会貢献委員長の高原洋子氏が務めた。はじめに社会貢献副委員長の高原洋子氏が女性部会のスローガン唱和を行った。その後、来賓紹介が行われ、仙台中税務署長の丹野昭氏をはじめ、各部会の会長などが紹介された。

続いて、女性部会会長の山本琴枝氏が議長に就任し、議事が開始された。第1号議案「令和7年度事業報告並びに収支決算報告・監査報告」、第2号議案「令和8年度事業計画（案）・収支予算（案）」





# 経営者目線で見ると徳川家康 その生涯



信長亡き後、家康の前に立ちは  
だかったのは豊臣秀吉でした。家  
康と秀吉が正面から戦ったのは小  
牧・長久手の戦いのみですが、結  
果として家康は秀吉に臣従する道  
を選びます。ここだけを見ると、  
家康は勝負を避けて屈したように  
も見えます。しかし実際には、こ  
こでも「今、何を守り、何を次に  
つなげるか」という視点が貫かれ  
ていました。勝てる戦と勝てない  
戦を見極め、自らの力を安売りし  
ない。これは家康の生涯を通じた  
一つの特徴です。

その典型が、秀吉の天下統一後  
に行われた関東移封です。家康は  
それまでの本拠地を離れ、関東へ  
移ることを命じられます。多く  
の家臣にとっても大きな負担であ  
り、決して歓迎される移動ではあ  
りませんでした。しかし家康はこ

れを単なる左遷として受け止める  
のではなく、将来への足固めの機  
会として捉え直します。新たな拠  
点となった江戸は、当時はまだ整  
備途上の土地でしたが、ここで家  
康は着実にまちづくりと統治基盤  
の整備を進めていきました。与え  
られた条件に不満を募らせるので  
はなく、その条件の中で最大の価  
値を生み出す。この現実対応力は、  
中小企業経営にも重なることが  
あります。

1598年、秀吉が死去する  
と、家康は再び大きな転機を迎え  
ます。五大老・五奉行制の中で、  
五奉行の中心である石田三成と対  
立が深まり、豊臣政権内の「武断  
派」と「吏僚派」の対立構図を巧  
みに利用しながら、自らに有利な  
環境を整えていきました。そして  
1600年、会津の上杉征伐をめ

ぐる動きをきっかけに、家康は  
関ヶ原の戦いへと向かいます。

ここで際立つのは、家康が本  
戦の前に勝負を決めについてい  
ることです。家康は江戸城にと  
どまり、どちらにつくか迷う  
諸大名にひたすら書状を送り  
続けました。その数は82名に  
160通以上とも言われま  
す。つまり、いきなり戦場で  
白黒をつけようとしたのでは  
なく、戦う前に味方を増やし、  
相手を揺さぶり、勝ち筋を固  
めたうえで動いたわけです。

「勝兵はまず勝って、のちに  
戦を求める」という兵法の考  
え方を体現したような動きと  
言えるでしょう。

結果として、関ヶ原では小  
早川秀秋の寝返りもあり、家  
康は勝利します。ここに至る



勝負に出たのです。家康の強さは、  
単純な武勇ではなく、「焦らず、  
準備し、機を逃さない」ことにあ  
りました。

次に、江戸幕府開府後の後継者  
指名や大御所政治、人材登用を通  
して、家康が「勝った後」に何を  
整えたのかを見ていきます。



1603年、家康は征夷大將軍  
に任じられ、江戸に幕府を開きま  
した。ここで注目したいのは、家  
康が天下を取ったこと自体より  
も、その後の体制づくりに強い意  
識を向けていた点です。戦って勝  
つだけなら一代で終わる可能性が  
ありますが、家康が目指したのは、  
徳川が責任を持って長く日本の舵  
取りを行う体制でした。その象徴  
が、わずか2年後に將軍職を三男・  
秀忠に譲った判断です。これは単  
なる隠居ではなく、徳川の將軍職  
が世襲であることを内外に示し、  
豊臣に政治の主導権を戻さないとい  
う明確なメッセージでもありま  
した。

なぜ後継者が秀忠だったのか。  
この点には、家康の組織観がよく

表れています。候補者は他にもい  
ましたが、家康が重視したのは「自  
分と同じ思いで徳川家の運営をし  
てくれるか」でした。家康自身、  
戦乱の中で多くの苦しみを味わっ  
てきたからこそ、「誰もが安心し  
て暮らせる平和な世の中」を強く  
望んでいました。戦国時代のような  
強烈な突破力より、これからは  
周囲と協調し、安定を保てる人材  
が必要だと見たのです。秀忠の温  
厚さや家族思いの性格は、その要  
件に合っていたのでしょうか。

目先の派手さではなく、次の時  
代に必要な資質で後継者を選ぶ。  
この発想は、事業承継や管理職登  
用にも通じます。

さらに家康は、自らが駿府に  
移って「大御所政治」を行い、江  
戸の秀忠と役割分担をしながら政  
権運営を進めました。江戸は政權  
実務、駿府は朝廷・寺社・西国大名・  
外交、そして今後の制度づくり。  
現代風に言えば、「現在を回す本  
社」と「将来の仕組みを整える戦  
略拠点」を分けた形です。しかも  
家康は、長く仕えて自分の考えを  
理解している古参幹部を秀忠のも  
とに残し、自らはその分野の専門  
性を持つ新しい人材を積極的に登

用しました。南光坊天海やウイリ  
アム・アダムスらの起用は、その  
象徴です。敵味方や出自にとらわ  
れず、必要な能力を持つ人物を見  
出し、適材適所で配置する。これ  
が、徳川体制の安定を支えました。  
家康の晩年には、長子相続制や  
官禄分離、朱子学の官学化など、  
長期政権を見据えた制度整備も進  
められます。行き過ぎの面もあつ  
たとはいえ、そこには「徳川が責  
任を持って日本を治める」という  
覚悟がありました。家康の生涯か  
ら学べることを整理すると、焦ら  
ず冷静にピンチをチャンスへ変え  
ること、いざという時のために周  
到に準備すること、適材適所で人  
材を配置し登用すること、そして  
個人の思いを社会的な使命へ昇華  
させること、この4点に集約でき  
ます。

目立つ速さや派手さではなく、  
忍耐、準備、配置、継承。家康が  
最終勝者となり、260年に及ぶ  
平和の礎を築けた背景には、こう  
した地道な経営感覚がありまし  
た。変化の時代だからこそ、この  
「遅いようでいて強い」意思決定  
のあり方に、学ぶべき点は少なく  
ありません。

# 税のしるべ

## 4 裁決事例集



宅地等」に該当しないとして、処分は適法であるとした（令和7年5月20日付、非公開裁決）。

### 基礎事実等

本件被相続人の死亡により本件相続が開始した（本件相続の開始日を本件相続開始日）。本件相続に係る共同相続人は、請求人ほか2名であった。請求人は、本件相続により、本件土地及び本件土地の上に存する本件建物（本件土地と併せて本件不動産）を取得した。本件建物は、平成3年に新築された木造瓦葺2階建ての戸建住宅である。

本件建物は、少なくとも令和2年1月以降、本件被相続人の長男（請求人の弟）に対し賃貸されていたが、当該賃貸に係る賃貸借契約（本件賃貸借契約）は同年7月に解除され本件被相続人に明け渡された。本件建物は、当該明渡し以降、空き家となっており、本件相続開始日において、賃貸されて

いなかった。

請求人は、令和4年7月16日、○○○○との間で本件不動産を売却する旨の不動産売買契約（本件売買契約）を締結した。なお、本件建物は、本件相続開始日以後、本件売買契約の締結まで引き続き空き家のままであった。請求人は、本件相続に係る相続税について、



### 裁決のポイント

請求人が相続により取得した建物は、約2年間空き家で、請求人が不動産会社に賃貸の相談したのは相続開始から数カ月後であるなどとして、当該建物の敷地の用に供されている土地は「貸付事業用宅地等」に該当せず、小規模宅地等の特例は適用できないとした事例。

法定申告期限までに申告した。

請求人は当該申告において、本件不動産について、財産評価基本通達93《貸家の評価》及び26《貸家建付地の評価》に定める「貸家」及び「貸家建付地」として評価した上で、本件土地は、措置法第69条の4第3項第4号に規定す

る「貸付事業用宅地等」に該当するとして、本件特例を適用した。

原処分庁は、これに対し、本件不動産は「貸家」及び「貸家建付地」には該当せず、また、本件土地は「貸付事業用宅地等」に該当しないため本件特例を適用することとはできないとして、令和6年4月24日付で、本件相続税の更正処分（本件更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定（本件賦課決定処分）をした。

請求人は、本件更正処分及び本件賦課決定処分を不服として、令和6年6月26日に審査請求をした。

争点は、  
① 本件不動産は「貸家」及び「貸家建付地」として評価すべきか否か。

② 本件土地は措置法第69条の4第3項第4号に規定する「貸付事業用宅地等」に該当するか否か。

### 請求人の主張

① 本件建物の賃貸借契約の解除後も新たな賃借人を探す意思があり、いつでも稼働し得るようメンテナンス等を行っていたのであるから、本件不動産は、「貸家」及び「貸家建付地」として評価すべきである。

② 本件特例の適用について、本件建物の敷地の用に供されている本件土地は、相続開始の時に一時的に本件建物に賃借人がいなかったにすぎず、「事業承継要件」及び「保有継続要件」を満たしているものであるから、「貸付事業用宅地等」に該当する。

### 審判所の判断

① 本件建物は、相続開始日において現に賃貸されていなかったことから、財産評価基本通達にいう「貸家」に該当せず、また、本件土地は、本件建物の敷地の用に供されてはいるが、本件建物が貸家に該当しないことから、「貸家建

付地」に該当しない。

② 本件建物は、賃貸借契約が終了した後、約2年間にわたって空き家の状態が続いていたこと、被相続人は、本件建物が空き家となってから相続が開始するまでの間、不動産会社に新たな賃借人の募集について相談をしておらず、請求人が初めて本件建物の賃貸について不動産会社に相談をしたのは、相続開始から11カ月後であること、請求人は、本件建物を新たに賃貸しないまま売買契約を締結していることからすると、本件建物は、一時的に賃貸されていなかったものとは認められない。

したがって、相続開始の時において、本件土地は被相続人の貸付事業の用に供されていたとは認められず、また、請求人が相続開始の時から相続税の申告期限までの間に本件土地に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、本件土地を貸付事業の用に供していたとも認められないから、本件土地は、措置法第69条の4第3項第4号に規定する「貸付事業用宅地等」に該当しない。





館内の風格ある柱や梁は、“昔ながらの温泉旅館”だった名残



栗駒山麓の厳選した食材が食卓を彩る。秋はキノコ、春は山菜という山の恵みも

## まつるべ 祭時温泉 かみくら

静かな山の宿で、  
ゆったりとした時間を

2025年春、栗駒山麓の静寂の中にリニューアルオープンした「祭時温泉かみくら」。慌ただしい日常から離れ、いつもと違った体験をしながら、心身のリフレッシュを図る旅「リトリート」をコンセプトに掲げている。

最大の魅力は、地元出身の Grand Chef S H O T A が生み出すジャパニーズフレンチ。栗駒山麓の豊富な恵みに、醤油、味噌、麹といった発酵食品など和のエッセンスを加え、周辺の四季を表現する。中にはシェフ自ら生産者を訪ねて交渉し、仕入れている食材もあり、あまり知られていない地元食材や生産者のすばらしさを発信する場という側面も。

また、ここでは味わえない美食をここでしか体験できない、非日常で演出するもの、かみくら流のおもてなし。着付け不要で気軽に着物を着るブランド「KIMONO Connect」のサロンが館内に併設され、チェックイン後から好きな着物で過ごせる。

温泉の泉質もまた、かみくらが誇る魅力の1つ。アルカリ性のお湯が余分な角質や皮脂などを落としながら温泉成分が肌を覆うため、美肌の湯と名高い。

「リトリート」とは謳っているが、楽しみ方、過ごし方は千差万別。自分なりのスタイルで、心も体も解放したい。



サロン併設なので面倒な着付けも安心。5～10分で着られる手軽さもうれしい

## Dr.Yoko's Café

健康づくりで気をつけたいことや病気の予防法などをお伝えします

せんだい総合健診クリニック 院長 石垣 洋子 監修

### 今月のテーマ 脱水症について

#### 脱水症とは

体内の水分と塩分等が不足し、**水分と電解質のバランスが崩れる**こと。一般に、体重の3%以上が失われると脱水症と診断される。重度の脱水症は意識障害や多臓器不全など、生命維持を脅かす可能性がある。

#### 主な原因

- ・発汗（活動時、就寝時）
- ・水分摂取不足
- ・乾燥した環境（空調など）
- ・アルコール、カフェイン摂取
- ・発熱、嘔吐、下痢などの不調
- ・疾患によるもの など

#### 症状

- ・頭痛
- ・吐き気
- ・発熱
- ・手足のしびれ
- ・寒気と震え
- ・こむら返り
- ・立ちくらみ
- ・口渇感
- ・尿量の低下
- ・唇、舌の乾燥
- など

#### 隠れ脱水症に注意！

脱水症の**一歩手前でありながら、自覚症状が無い**、もしくは乏しい状態。なんとなくだるい、疲れやすいなどの症状が出ることも。自分でも気づかないうちに脱水症になってしまう危険がある。

#### 脱水症チェックリスト

- ☐ 口渇感がある
- ☐ 尿の色が濃い
- ☐ 尿の回数や量がいつもより少ない
- ☐ 体重が急に減っている
- ☐ 倦怠感・眠気・頭痛・こむら返り・痺れ等の症状がある
- ☐ 皮膚や唇、舌が乾燥している（特に脇の下が乾燥している場合は要注意！）
- ☐ 手の甲をつまみ上げたとき、すぐに元に戻らない



#### 脱水症を予防するために・・・



※疾病により塩分制限が必要な方は、医師の指示に従ってください



公式HP



Instagram

岩手県一関市厳美町祭時32  
TEL0191-39-2877

2026年6月 お客さまの声にお応えして

さあ、会社みんなで健康経営をはじめましょう！

会社みんなでKENCO+が進化しました！

POINT 01

保障をさらに大きく！

「会社を支える中核の従業員」「責任ある立場で活躍してくれている従業員」に安心して働いてもらえる大きな保障をそなえたい！  
という声にお応えしました！

「会社を支える中核の従業員」「責任ある立場で活躍してくれている従業員」に安心して働いてもらえる大きな保障をそなえたい！  
という声にお応えしました！

死亡・就業不能（高度障がい・身体障がい・重大疾病）を  
最高2,000万円まで保障！  
充実した福利厚生制度をご準備いただけます！

会社にとってたいせつな従業員の予期せぬ「まさか」への「そなえ」はできていますか？

|           | 従業員                                                                                                          | 経営者・役員                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡へのそなえ   | <input checked="" type="checkbox"/> 死亡退職金・弔慰金の準備<br><input checked="" type="checkbox"/> 人材補充・育成資金の準備         | <input checked="" type="checkbox"/> 運転資金の準備<br><input checked="" type="checkbox"/> 借入金返済資金の準備<br><input checked="" type="checkbox"/> 死亡退職金・弔慰金の準備   |
| 就業不能へのそなえ | <input checked="" type="checkbox"/> リタイア時の生存退職金の準備<br><input checked="" type="checkbox"/> リタイア時の人材補充・育成資金の準備 | <input checked="" type="checkbox"/> 運転資金の準備<br><input checked="" type="checkbox"/> 借入金返済資金の準備<br><input checked="" type="checkbox"/> リタイア時の生存退職金の準備 |
| 生存へのそなえ   | ● 生存退職金の準備                                                                                                   | ● 勇退時の生存退職金の準備<br>● 経営資金の準備                                                                                                                         |

POINT 02

従業員全員で加入したい！会社みんな健康経営に取り組みたい！  
という声にお応えしました！

さらにご加入しやすく！

会社みんなでご加入いただけるよう  
引受基準をさらに緩和！

- 会社みんな健康経営は、健康面で不安がある方でもご加入いただきやすい当商品専用の引受基準を導入しています。
- 今回のリニューアルでは、お引受け可能な範囲を拡大します。また保険料の変更をお願いする場合の保険料の割増幅を緩和します。

POINT 03

「会社みんな健康経営」と他商品の同時加入でトータル保障をそなえたい！  
という声にお応えしました！

お申込はもっと簡単に！

会社みんな健康経営と他商品の同時お申込みが1回のお手続きで完結！

従来では、健康経営と他商品のそれぞれのお手続きが必要でした。

お客さまのスマートフォンやパソコン、当社のお申込専用端末からお手続きが可能です。

※お申込内容等によっては、現行どおり2回手続きが必要になる場合があります。  
詳細は大同生命担当者よりご案内いたします。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。  
C-2026-0032（2026年5月20日）1/2

目にもふつくらと映る「うなぎ重」(4,070円〜/税込)は、創業以来つぎ足してきた秘伝のたれとともに絶品の味を堪能できる(写真は会席の一品)

長い年月を超えて累々と伝わる職人の技。絶妙な焼き色が食欲をそそる

つくばいのある中庭に面した「葵の間」。掘りごたつのある間で、小さな布団も用意され、お子様連れの家族に喜ばれている

# 創業200年超のうなぎ処 熟練の職人技を新たな空間で堪能

## 割烹蒲焼 大観楼

ぶらんど〜む一番町商店街から西へ入ると、風格のある建物と、うなぎを描いた大きなのれんが見えてくる。伊達藩政時代から続く老舗「割烹蒲焼 大観楼」だ。

「うなぎ屋として創業して200年を超えます」と話すのは、8代目の遠藤慎一さん。うなぎは産地から選び、一晩は店の井戸水で回復させてから調理するという。「さきたて焼きたて」を身上とする味わいには、長きにわたり受け継がれてきた職人技が息づく。

会席料理にもうなぎがふんだんに使われる。うなぎ本来の味を感じられる白焼きに、クリーミーな食感が心地よいうなぎの鳴門蒸し。そして締めにはもちろんうなぎ重。栄養豊富なうなぎ会席は、お祝いや節目の席にも、滋養を求める夏の盛りにもふさわしい。

今年1月には、4カ月にわたる

改装工事を経てリニューアルオープン。1階には職人がうなぎを捌く技を見られるエンタランスホール、2階のレストランホールには古典物語をモチーフにした壁絵が広がる。さらに、仙台で唯一となる、焼き場の仕事を間近に眺められるオープンカウンター席も設けられた。

伝統の味を、新たな空間で味わう。生まれ変わった大観楼で、心ゆくまでうなぎを堪能したい。

仙台市青葉区一番町3-9-5  
TEL.022-221-7575  
11:00〜14:00  
17:00〜21:00  
月曜定休  
会席の予約は前日まで  
昼・夜の会席料理 8,800円〜

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
<https://www.daido-life.co.jp/>

### EVENT

#### 決算法人説明会

会社の決算と申告の実務、税制改正の主要項目  
自主点検チェックシート等について

日時／8月20日(木) 13:30〜15:00  
場所／卸町会館4階大会議室(仙台市若林区卸町 2-15-4)

15 広報誌発送の際、会員は1部10円(税込)でチラシの同梱が可能です。お問い合わせは仙台中法人会事務局(TEL.022-263-0152)まで。

14

## インボイス制度に関する

## 令和8年度税制改正について

## 2つのポイント

- 1 2割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に
- 2 8割控除は7.5・3割控除に

## 1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置(3割特例)

## ◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、**納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとされました。(3割特例)**

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

## ◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、**その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。**

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

|                 | 令和8年分 | 令和9年分         | 令和10年分 | 令和11年分   |
|-----------------|-------|---------------|--------|----------|
| 個人事業者           | 2割特例  | 3割特例          | 3割特例   | 3割特例適用不可 |
| 法人<br>(例:12月決算) | 2割特例  | 3割特例・2割特例適用不可 | 3割特例   | 3割特例適用不可 |

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

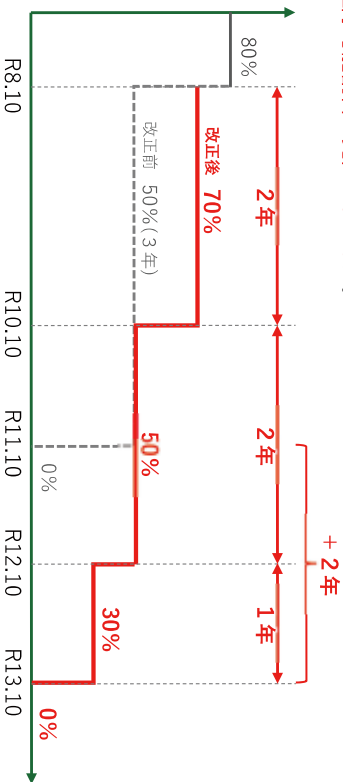
令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

## 2

## 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7.5・3割控除)

## ◆ 控除可能割合等の見直し(7.5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。**



## ◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされました。**

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## ◆ その他の改正

## ◆ 特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける**特定金属くず**について、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることとされました。

※ 上記の改正は、令和8年9月1日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください

インボイス 特設サイト



国税に関する御相談・御質問は、気軽にお電話で！

仙台中税務署 TEL.022-783-7831(代表)

※税務署での面接相談御希望の場合は、事前予約が必要です。

音声案内で「1」を選択してください。  
「電話相談センター」につながります。

